

鳥取県監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成21年11月9日付鳥取県監査委員公告第9号で公表した平成20年度決算に係る定期監査の結果に関する報告（以下「平成20年度監査報告」という。）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第10項の規定により平成20年度監査報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成23年6月7日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
 鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
 鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
 鳥取県監査委員 興 治 英 夫
 鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

1 指摘事項

監査指摘	講じた措置
<p>1 企画部</p> <p>(1) 衆議院議員選挙を想定した事前準備の経費について、予算措置をしないまま、海区漁業調整委員会委員選挙費の費目から執行していた。（自治振興課）</p> <p>(2) 庁内LANパソコンの使用料について、一般会計から用品調達等集中管理事業特別会計への公金振替の手続を行っていなかった。（情報政策課）</p>	<p>年度内に衆議院が解散されなかったことにより、解散を想定してあらかじめ海区漁業調整委員会選挙費で執行していた衆議院議員選挙に係る事前の事務経費について、科目更正を行えなかったことが原因である。今後、同様の事案が生じた場合は、より適切な選挙管理委員会費の流用又は増額補正等の予算措置を行った上で事務を執行することとした。</p> <p>平成21年度に補正予算を組み公金振替手続を行った。公金振替の時期を、情報政策課分(年度末)と他部局分(年度当初)とで分けていたことが手続を失念した原因であり、平成21年度からは、全てのリース料を半期ごとの公金振替に統一した。</p>
<p>2 福祉保健部</p> <p>(1) 鳥取県認知症予防の町事業に関する業務委託契約について、契約締結の事務手続が大幅に遅延していた。（長寿社会課）</p> <p>(2) 児童福祉費負担金について、調定が大幅に遅延しているものがあった。（米子児童相談所）</p>	<p>受託者が事業に着手するためには、委託契約を締結しなければならないという基本知識が担当者になく、財源となる国庫補助金の交付決定後に委託契約を締結するものと誤解していたことによる。</p> <p>指摘後、職員に研修を受講させ基本的業務の知識を習得させるとともに、全事業（委託事業、補助事業）の進捗状況一覧表を課内データベースに掲載して、進捗管理と情報共有を行うこととした。</p> <p>負担金の額を決定するための必要書類（所得税額等申告書）を保護者が速やかに提出しないことにより遅延したものはあるが、負担金徴収マニュアルを作成し、今後は保護者への周知を徹底するとともに、必要書類が提出されない場合は関係先への照会等により個別対応することを徹底した。</p>

<p>(3) 職員等駐車場に係る行政財産の目的外使用許可について、減免の要件に該当しない事案に対して減免しているものがあつた。(喜多原学園)</p>	<p>他の職員がローテーション勤務が理由で減免対象となつていたにもかかわらず、減免対象外である職員に対しても同様に減免していたものである。指摘後、差額を徴収するとともに、公有財産事務取扱要領の規定に基づき減免することを徹底した。</p>
<p>3 生活環境部</p>	
<p>(1) 雑入(県営住宅明渡し訴訟に係る損害賠償金)について、入居者が退去し損害賠償額が確定したにもかかわらず、調定を行っていないものがあつた。(住宅政策課)</p>	<p>担当者の調定に対する認識の欠如と監督者の管理が不十分であつたことが原因である。指摘のあつた20件については、調定に必要な調査の完了後、速やかに調定を行つており、現在17件が調定済みである。</p> <p>再発防止策として、損害賠償金額の確定後適正に調定を行うよう、組織内で情報を共有し、進捗状況を確認することとした。</p>
<p>(2) 雑入(県営住宅明渡し訴訟に係る損害賠償金)について、調定が大幅に遅延していた。(住宅政策課)</p>	<p>担当者の調定に対する認識の欠如と監督者の管理が不十分であつたことが原因である。</p> <p>再発防止策として、損害賠償金額の確定後適正に調定を行うよう、組織内で情報を共有し、進捗状況を確認することとした。</p>
<p>4 商工労働部</p>	
<p>(1) バイオ関連産業集積促進事業に係る調査業務委託契約について、予定価格を決定しておらず、また、予定価格調書を作成していなかつた。(産業振興総室)</p>	<p>受託者が県の外部団体(公益法人)であることから、予定価格の決定を省略できる案件であると誤認したことが原因である。会計関連の諸規程に基づく適正な取扱いを徹底した。</p>
<p>(2) 行政財産使用料(入居団体の事務室等使用料)について、調定額に誤りがあつた。(倉吉高等技術専門校→雇用人材総室)</p>	<p>誤つた減免率で使用料を算定していたことが原因であり、不足額を収納するとともに、会計関連の諸規程に基づく適正な取扱いを徹底した。</p>
<p>5 農林水産部</p>	
<p>(1) 非常勤職員等の人件費について、一般会計から用品調達等集中管理事業特別会計への支出事務手続(公金振替)を行っていないかつた。(農林総合研究所企画総務部)</p>	<p>平成21年度に補正予算を計上し、公金振替手続を行つた。また、財務会計システム上の確認手続を怠つていたことが原因であり、事務処理漏れのないよう、担当の主査、副査相互で事務処理状況を確認することを徹底した。</p>
<p>(2) 木材利用研究室に関する共同研究契約について、契約締結が大幅に遅延していた。(農林総合研究所林業試験場)</p>	<p>前年度からの継続研究であり、前年度の研究成果を踏まえて当該年度の研究内容及び負担額を取りまとめる必要があり、それに時間を要したことが原因である。改善策として共同研究の相手先と契約内容の調整を早期に行うことで大幅な遅延が生じないようにした。</p>
<p>6 県土整備部</p>	
<p>農林水産業使用料(漁港施設使用料)、土木使用料(港湾占用料)、港湾施設使用料及び財産貸付収入について、調定が大幅に遅延しているものがあつた。(鳥取港湾事務所)</p>	<p>担当者が、前任者から複数年契約分の調定事務に関する事務引継を受けていなかったことが原因であり、事務引継の徹底と台帳のデータベース化により再発防止を図つた。</p>
<p>7 庶務集中局</p>	
<p>用品調達等集中管理事業特別会計の集中管理事業収入(非常勤職員等の人件費)について、一般会計</p>	<p>財務会計システム上の確認手続を怠つていたことが原因であり、収納状況の確認を徹底するとともに、未</p>

<p>からの振替収納の確認を行っていなかった。(集中業務課)</p>	<p>取所属課には督促を行って進捗管理に努めることとした。</p>
<p>8 総合事務所</p>	
<p>(1) 行政財産使用料(電柱敷等の使用料)について、調定が大幅に遅延しているものがあった。(東部総合事務所生活環境局)</p>	<p>前任者からの事務引継の不備が原因であり、再発防止のため、主要業務年間スケジュール表により課内で情報を共有し、前年度末に調定準備を行うこととした。さらに年度当初の4月及び5月に収納確認することを引継事項とすることで、人事異動による調定漏れが生じないように改善を図った。</p>
<p>(2) 狐川自然環境再生支援事業補助金について、予算措置をしないまま補助事業の執行を容認していた。(東部総合事務所県土整備局)</p>	<p>補助金の一部を当初予算に計上していなかったため、9月補正予算で対応することとなったが、事業実施を急ぐあまり、県の予算措置を待たずに補助団体が事業を行うのを容認していたことが原因である。再発防止のため、局職員を対象とした研修会で、補助金事務のルール遵守等について徹底した。</p>
<p>(3) 根安春米(春米工区)林道開設工事に係る立木の損失補償について、県が別途集材作業を実施しているにもかかわらず、補償金に立木の集材費を含めて支出していた。(八頭総合事務所農林局)</p>	<p>工事発注を急ぐあまり、立木補償契約の相手方に補助金の内訳について曖昧な説明をしていたことが原因である。</p> <p>再発防止のため、工事設計書チェックシートを改善して補償内容の審査を厳密に行うこととし、研修会等により、補償交渉及び契約の原則を職員に周知徹底した。</p>
<p>(4) 広留野3期農免農道改良工事(P1橋脚工)(農免)に係る請負契約について、変更契約額の算定を誤ったことにより工事請負費を過大に支出していた。(八頭総合事務所県土整備局)</p>	<p>積算システムに誤った金額を入力したことが原因であり、請負業者から工事請負費の過大支出分の返還を受けた。</p> <p>また、システムによる積算時に担当者がチェックを徹底するとともに、班長によるチェックを確実に行うことで、再発防止に努めることとした。</p>
<p>(5) 農林水産業使用料(漁港施設使用料)について、調定が大幅に遅延していた。(中部総合事務所県土整備局)</p>	<p>進捗状況のチェック体制の不備により事務処理が遅延したものであり、債権登録・調定予定表を活用することにより、組織としてのチェック体制を強化した。</p>
<p>(6) 天神川流域下水道事業汚泥焼却灰処分業務委託契約について、予定価格を決定しておらず、また、予定価格調書を作成していなかった。(中部総合事務所県土整備局→生活環境局)</p>	<p>契約事務に対する認識不足が原因であり、研修等による職員のスキルアップに努めるとともに、組織全体でのチェック体制を強化した。</p>
<p>(7) 行政財産使用料(入居団体の事務室等使用料)について、調定額に誤りがあった。(日野総合事務所県民局)</p>	<p>使用面積の端数処理の取扱いを誤認していたことが原因であり、不足額を徴収するとともに、再発防止策として、チーム内での審査及び確認を徹底した。</p>
<p>9 企業局</p>	
<p>(1) 行政財産(風力発電施設)の目的外使用許可に係る雑収益(電気代)について、調定を行っていなかった。(企業局本局)</p>	<p>施設使用料とは別に電気代を徴収しなければならないという認識がなかったことが原因であり、調定漏れの電気代を徴収するとともに、再発防止策として、会計関係規程等の遵守を徹底するよう職員に周知した。</p>

<p>(2) 期末手当（平成20年6月分）に係る所得税の納付遅延により、納付する必要のない不納付加算税及び延滞税を納付していた。（企業局本局）</p>	<p>また、使用許可の時点で、行事予定データベースに期間終了時の電気代徴収事務を登録し、課内のチェック体制を強化することで、確実に調定を行うようにした。</p> <p>担当者が納付手続を失念していたことが原因であり、再発防止策として、所得税等の納付手続の際は、預り金整理簿を添付することにより、残高に誤りや納付漏れがないか確認できるようにして、チェック体制を強化した。</p>
<p>10 教育委員会</p> <p>(1) 金券類（郵便切手）について、現物の残高と金券類受払簿の残高に不突合があった。（文化財課）</p> <p>(2) 授業料について、年度中途に減免認定した7名分の減額調定を行っていなかった。（鳥取西高等学校）</p>	<p>現物と金券類受払簿の残高との突合を行わず、使用実績の確認を怠っていたことが原因である。再発防止策として、郵便切手の使用目的の限定及び受払いは物品保管主任が行うことの職員への周知及び課長補佐による検査を徹底することとした。</p> <p>複数の職員によるチェック体制となっていなかったことが原因であり、研修により業務についての共通理解を図るとともに、書類の見直しを行い、関連事務の入力確認欄を作ることで、再発を防止することとした。</p> <p>なお、平成22年4月からは、公立高校の授業料無償化に伴い、当該事務は不要となった。</p>
<p>11 警察本部</p> <p>雑入（施設入居者からの清掃委託に係る実費相当額）について、調定を行っていなかった。</p>	<p>清掃経費については、建物使用に伴う行政財産使用料に含まれると誤認していたことが原因である。平成21年度から清掃委託に係る実費相当額を面積割により算出し、四半期ごとに徴収することとした。</p>

2 監査意見

監査意見	講じた措置
<p>1 防災局</p> <p>(1) 県民への必要な防災情報の提供について</p> <p>近年、台風、地震、大雨等による局地的な災害が発生し、大きな被害が生じている。</p> <p>最近では、7月21日の大雨により山口県防府市の特別養護老人ホームなどが土石流による被害を受け、8月9日の台風第9号では、兵庫県佐用町で佐用川がはん濫するなど甚大な被害が発生した。本県では人的な被害はなかったが、県民の災害に対する不安及び関心は高くなっている。</p> <p>県民の災害に対する不安及び関心に応えるためには、県は、市町村と連携して防災対策を講じるとともに、日頃から必要な防災情報について県民への周知を図り、災害時の県民自身の行動を十分認識していただく必要がある。</p> <p>また、市町村において、土砂災害警戒区域等に</p>	<p>防災局のホームページ「鳥取県の防災」の充実強化（災害時の行動に役立つ防災知識の提供等の掲載）のほか、平成22年4月から携帯メールを使った防災情報等提供・収集システム「あんしんトリピーメール」を運用するなど、防災情報の県民への周知に努めている。</p> <p>また、平成22年度は、市町村に対して、全国瞬時警報システムの情報を防災行政無線で住民に周知するシステムの整備経費を補助するとともに、地上波デジタル放送のデータ放送を使った防災情報提供システムの整備にも取り組んでいるところである。</p> <p>土砂災害に関するハザードマップについては、防災局と県土整備部が連携して市町村に作成を働きかけ、平成22年度中に全市町村で作成及び配布の予定である。</p>

おける土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づくハザードマップの作成が進められているところであるが、約半数の市町において作成されておらず、十分とは言えない。

については、市町村と連携して、日頃から県民に必要な防災情報の周知を図るとともに、関係部局とも連携してハザードマップの作成促進及び周知徹底を図りたい。（防災チーム）

（2） 消防学校の寮室の改善について

消防学校は、昭和58年開校以来26年が経過しており、寮室は定員32名（4人部屋×8室）である。

消防学校では、平成26年度をピークに、消防職員の大量退職に伴う初任消防職員の消防学校への入校者の増が見込まれているが、現在の寮室の定員では十分に対応できない状況である。

このため、平成20年10月から「鳥取県の消防学校のあり方検討会」を設置し、消防学校のソフト・ハード両面における必要な機能の整備について検討が行われている。

この検討会の中で、寮室についてもプライバシー保護等のための個室化や、女性入校者用の寮室の整備等が検討されているが、現状の全く仕切りのない量の部屋でのプライバシーの保てない環境の改善は急務となっている。

については、寮室の問題は消防学校のあり方と密接に関わる問題ではあるが、特に女性のプライバシー保護のための寮室の改善は急務であり、早急に対策を講じられたい。（消防チーム及び消防学校）

2 総務部

（1） 補助金等に関する事務の適正化について

平成20年度決算に係る定期監査においては、補助金等に係る事務の処理状況を重点事項として監査を実施した。

この結果、交付申請書の受理、交付決定、実績報告書の受理及び額の確定が遅延しているもの、内容の誤った実績報告書を受理しているもの、補助事業の変更承認手続を行っていないもの等の不適正事案が数多く見受けられた。

また、補助金交付要綱において、交付申請の期限や実績報告の期限を必要以上に早期に設定したり、不必要と思われる変更承認申請の基準を規定する等、補助金交付要綱の内容が実態に即していないと思われるものもあり、結果として不適正となった例も見受けられた。

女性入校者に対しては、平成16年度に女性用寮室（1室4名）、女性専用の浴室及びトイレが整備されているが、女性を含む入寮者のプライバシー保護及び初任消防職員の大量入校に対応するため、平成22年度に校舎の改修を行い、寮室を半個室化するとともに寮室を増設して初任消防職員の大量入校に対応することとした。

補助金事務の適正な執行を徹底するよう注意喚起を行うとともに、同様の不適正事案を繰り返さないための参考として、平成20年度の不適正事案の状況を取りまとめ、総務部長通知で周知した。

また、県民向けの補助金交付要綱については、県への提出期限及び添付書類の必要性等の観点から実態に即しているかチェックし、必要な改正を行うよう担当課に指示し、改正が必要と判断された45件の補助金交付要綱について、事務の簡素化、緩和等の改正を行った。

補助金事務に関する不適正事案については、本来、補助金等を所管する各機関が適正に事務処理を行うことが不可欠であるが、近年の不適正事案の増加という現状を踏まえ、補助金等の事務処理が適正に実施されるよう、全庁的に徹底する必要があると考える。

ついては、補助金等に係る事務処理の現状を確認するとともに、適正な事務処理の実施及び実態に即した補助金交付要綱の見直しを徹底し、事務の簡素化にも配慮した上で、補助金等の事務の適正化を図られたい。(財政課)

(2) 債権回収のための基準の整備について

平成20年度決算の税外収入の収入未済額は、約31億8,500万円で、前年度に比べ約1億4,480万円減少しているものの、様々な要因により収入未済が発生している。財源の確保及び負担の公平性の観点からも速やかに縮減されるべきものである。

現在、債権回収会社又は弁護士事務所へ債権回収業務を委託するなどの取組が進められているが、債権回収会社への債権回収委託や法的措置による強制執行の実施についての基準が整備されていないなど、債権回収の考え方が必ずしも明確となっていない。

この状況では、債権回収の経済合理性が確保されているか検証できないだけでなく、強制執行等を講じられる者とそうでない者との取扱いが不明確になり、公平性が担保できない。

ついては、収入未済額を一層縮減するため、各部局と連携し、収入未済の内容に応じて、債権回収のための基準の整備を検討されたい。(財源確保推進課)

3 総務部及び会計管理者共通

会計事務処理に係る実施体制の検証と改善方策について

近年、会計事務処理に係る不適正事案が増加の傾向にあり、中でも契約事務に係る不適正事案は依然として大きな割合を占めている。

この原因の一つは、庶務事務の一元化や職員の削減等によりこれまで契約事務に携わることがなかった技術職員が契約事務等に携わることとされたことにあると思われる。

また、収納した現金を遠方にある機関の出納員に引き継ぐために、現金を分任出納員以外の職員が取り扱った不適正事案が見受けられたが、組織の変更に併せて、業務の進め方を見直すことも必

平成21年6月に、10万円以上の未収債権の回収状況及び交渉状況の実態調査を行ったが、特殊事情のあるものが多く、分析等に時間を要している。現在は、調査結果を基に、現状確認チェックリスト及び外部委託や法的手段に移行する具体的な基準等を平成23年度前半中に整備するよう作業を進めている。基準策定後には、債権回収に係る取扱要領等の改正を行う予定である。

また、債権放棄の基準については、関係課との協議及び上記実態調査を基に、共通する明確な債権放棄事由の要件を検討しているところである。回収困難な理由、原因及び債務者の状況は、個別に精査及び判断を要するものが多く、基準作成に苦慮しているところであるが、全国の状況も勘案しながら、平成24年度中の整備を目指している。

庶務業務の一元化や組織変更などにより、様々な職員が会計事務に携わり、会計事務の初歩的なミスが発生していることへの対策として、初心者向けの会計事務マニュアルを策定した。また、意見交換や会計問題検討データベースにより問題点や要望を提案してもらい、物品の納品検収体制を見直す等、平成22年度の制度改正に反映させた。

また、遠方の出納員への現金の引継ぎが困難な場合は、最寄りの指定金融機関からの振込みで対応していたが、組織の実態を考慮して、平成22年度からは会計局長の承認を得て現金の引継期日を延長できるよう、

要であると思われる。

については、現状の会計事務の状況やその実施体制について検証するとともに、適切な職員体制や事務処理が適正かつ効率的に実施できる体制等の改善方策を検討されたい。（業務効率推進課、会計指導課）

4 農林水産部

(1) チャレンジプラン支援事業に係る実施体制について

意欲ある農業者等が行う創意工夫を活かした取組プランの実現を支援し、地域農業の振興及び活性化を図ることを目的に、平成16年度からチャレンジプラン支援事業を実施している。

この事業に、県内の各地域のやる気や意欲のある農業者等が取り組み、一定の成果を上げているが、優良事例を発表会で紹介したり、事業実施後の5年間は目標達成状況の報告を義務付けているものの、地域によっては、プランに掲げた目標の達成状況の評価がなされておらず、また、プランの達成率等が低い者への支援体制が不十分な点が見受けられた。

プランの達成は、一義的には自己責任であるが、多額の補助金を交付していることに加え、この事業の目的を達成し、地域農業の振興及び活性化を図るためには、達成状況が不十分な者に対してフォローアップを行い、地域農業の成功例を増やしていくことが必要と考える。

については、プランの達成状況の評価する仕組みづくり、成功事例を積極的に周知するとともに、達成状況が不十分な事例については、その原因を究明し、関係機関が連携して支援する体制を整備する等、地域農業の振興等に資する方策を検討されたい。（農政課及び各総合事務所農林局）

(2) 和牛肉の消費拡大について

平成19年に開催された第9回全国和牛能力共進会を契機に、県産の和牛肉の消費拡大を目指した取組等が行われているが、現在のところ十分な成果が現れていない。

また、生産者及び関係者を中心としたイベント等も実施されているが、一般消費者の消費拡大を促すことに結びついていないと思われる。

畜産試験場では、高品質の和牛を生産するための試験は十分に行っているが、一方で、一般消費者に手の届く価格になるような努力や、畜産農家が自立するための量産技術の確立に向けての取組

会計規則を改正した。

なお、職員の体制については、担当課の意見を聞きながら必要に応じて対応しているところであり、今後も、各機関の声を聞きながら、改善すべき課題に対しては、業務効率推進課と会計管理者が連携して改善方策を検討していく。

平成22年度から、毎年度の提出を義務づけている実施状況報告書の様式を見直し、プランに掲げた目標の達成状況だけでなく、事業実施による経営面での変化、経営上の課題、普及所等への指導希望等についても記載するようにした。

また、実施期間終了後も目標に対する実績が7割に満たない場合は、報告すべき期間を延長し、引き続き達成状況を把握することとした。

なお、目標達成率が低い者に対しては、農業改良普及所が重点指導対象として支援を行うほか、関係機関と連携した指導検討会の開催等により、効果的な個別支援を行う。

畜産農家が自立するための方策としては、平成21年度から繁殖肥育一貫農家の肥育牛増頭に助成措置を講じるほか、生産コスト低減のため、和牛放牧、自給飼料生産の取組等に対する支援を行っているところである。

試験研究では、消費者が好む牛肉のうまみに関する研究を継続するとともに、今後は低コスト生産に向け、飼料利用効率の向上等に着眼した改良を検討する。

また、和牛肉の消費拡大策としては、アンテナショップを活用したPR、地域ブランドの販売促進支援等を引き続き行う。特に、平成22年度に創出された高級

は、不十分であると思われる。

全国和牛能力共進会の開催により、県民に県産和牛肉の存在感をアピールできた成果を活用するとともに、低コスト和牛肉の生産体制を構築する等、県民の和牛肉の消費拡大に向けた取組を進めていくことも必要と考える。

ついては、県民や消費者の志向を十分に調査し、和牛肉の消費拡大策を講じる等、効果的な和牛振興に取り組みたい。（畜産課）

5 県土整備部

電子入札の対象となる建設業者への周知について

電子入札による入札手続は、手続の透明性の確保、建設業者のコスト縮減、事務の効率化等を図るため、平成17年度から原則として予定価格が6千万円以上の公募型の指名競争入札による工事を対象としてインターネットによる電子入札を導入した。

さらに、平成18年度以降、電子入札の対象となる工事の予定価格を引き下げる改正を順次行い、平成22年度には予定価格を250万円以上に引き下げる改正をし、対象範囲を拡大することが予定されている。

このような電子入札の対象となる工事の予定価格の引き下げにより、県の公共工事の電子入札に参加する建設業者の範囲が拡大し、規模の小さな建設業者も電子入札制度に対応する必要が生じるが、これらの規模の小さな建設業者の中には新しい入札制度への対応が難しいものもあると思われる。

ついては、新たに電子入札の導入により対応が必要となる規模の小さな建設業者に対し、インターネットによる電子入札の手続等の周知を十分に図るとともに、日々実施されている入札事務に支障が生じないよう十分な対応に努められたい。（県土総務課）

6 会計管理者

適正な会計事務処理等の実施について

平成20年度決算に係る定期監査では、委託契約について障害者法定雇用率達成事業者等の配慮措置業者を追加して指名競争入札や見積依頼を行っていない状況が見受けられた。

また、多くの機関で資金前渡口座等に発生した預金利息の調定が遅延している状況が見受けられたが、各機関では収納については認識しているものの、利息発生の確認が適期に行われていないと思われる。

ついては、委託契約等に係る障害者法定雇用率達成事業者等の配慮措置について、再度通知するとともに、預金利息の調定について口座に利息が発生する時期（2月、8月）に、通知等により注意を喚起

鳥取和牛の新たなブランド「鳥取和牛オレイン55」のブランド確立を図るため、鳥取県牛肉販売協議会が行う新ブランドの認定体制整備や生産者の飼養管理技術向上等、ブランド牛の生産対策活動を支援することとしている。

電子入札に参加するための企業側の経費負担は、ICカード及びカードリーダー購入費の数万円程度であることから、小規模建設業者でも大きな負担なく参加できる。さらに県の建設工事入札参加資格者を対象とした説明会を平成21年度に県内3箇所それぞれ2回開催するとともに、関係資料を県のホームページに掲載する等の周知に努めたこともあり、制度に関する苦情等は特に受けていない。

なお、今後も定期的に説明会を開催する等、更なる周知を図ることとしている。

障害者法定雇用率達成事業者等に対する配慮措置については、改めて全課に取扱方法を通知して周知徹底した。

資金前渡口座等の預金利息については、全課に対し、あらかじめ利息発生日を連絡するとともに、利息発生日当日にも再度連絡することとした。

年度当初の契約事務手続については、年度末を迎える時期に、常に「会計年度」を意識した事務処理を行い、年度当初の事務手続を適切に行うよう注意喚起することとした。

また、物品保管主任等の任免については、任免等の事務手続を適切に行うよう、通知により周知徹底を図

されたい。

次に、委託契約について、年度当初に行うべき事務手続が適期に行われていない状況が見受けられた。また、出納員の引継ぎが適期に行われていない状況や物品保管主任等の任命が行われていない状況又は任命が適期に行われていない状況も見受けられた。

については、委託契約について、翌年度の事前準備が必要なものについて、事務手続が遅延しないよう注意喚起を行うとともに、年度当初等の異動時期の前に各機関に周知文書を発して、出納員や物品保管主任等の引継ぎや任命状況を確認されたい。（会計指導課及び集中業務課）

7 教育委員会

(1) 県立学校裁量予算事業の効果的な実施について

県立学校裁量予算事業は、学校長が独自性を発揮した学校運営ができるように、予算執行に関して学校長の裁量権を拡大して学校の自立度を高め、より特色のある学校づくりを進めるために平成18年度から導入された鳥取県の独自の事業である。

本事業により、各学校では、必要に応じた節間流用及び学校運営費の節減により生じた執行残額の翌年度繰越が可能となり、各学校の判断で様々な事業を実施することができるとともに、校内の問題解決にも迅速に対応することが可能となっている。

しかし、すべての学校で、本来の目的である特色ある学校づくりに役立っているかは疑問である。

については、本事業の実施により、学校の自立度を高め、生徒の状況に応じた特色ある学校づくりができるよう、より効果的な活用方法を検討されたい。（教育環境課及び高等学校課）

(2) 県立学校における職員駐車場の使用料の減免について

県立学校の職員駐車場の使用料の減免の取扱いについては、従来は「職員等の県有施設敷地内駐車に関する取扱要領」により、自家用車による出張が業務上又は職務上日常的に必要な場合に2分の1の減免を行っていた。

減免については、実態が日常的に必要なというにはあまりにも少ないと思われること、また、学校間あるいは職員間で適用が異なっている状況があったことから、平成18年度の行政監査において、減免規定の見直しについて意見を述べたところである。

った。

さらに、出納員、分任出納員及び会計員の任免状況については、出納員等管理データベースを作成して常時管理できるようにするとともに、人事異動の時期における出納員等の任免状況の確認、出納員等の交代があった場合の適期の事務引継について注意喚起を行った。

高等学校の自立度を高め、特色ある学校づくりができるよう、優れた事業に取り組む学校に手厚く予算を配分するとともに、平成22年度からは、学力向上に学校間で連携して取り組む学校に対する支援を新たに事業に組み入れることとした。

また、事業の効果的な活用等のため、年度途中の学校訪問時に指導及び支援を行っているところである。

教職員は、児童生徒にトラブル等があったときの対応、家庭訪問、部活動の荷物運搬など子どもたちに関わる細かい対応が日々必要である。この点を踏まえ、県の公有財産事務取扱要領との均衡も考慮したうえで、平成22年度から、教職員の駐車場使用料の減免要件を、職務内容に応じたものに改めた。

従前：自家用車による出張が月平均1日以上ある場合 1/2減免

見直し後：児童生徒への指導、支援等を行うため常に出張に備える必要があるとき。 1/2減免

このたび、上記の意見も踏まえ、「公有財産事務取扱要領」が制定されるとともに、教育財産については、「鳥取県教育財産事務取扱要領」が制定され、減免の取扱基準が明確に規定され平成21年8月1日から施行されたところである。

しかし、鳥取県教育財産事務取扱要領に規定する減免基準は、公有財産事務取扱要領の減免基準に比べて緩やかで、教職員が教育財産を使用する場合とそれ以外の公有財産を他の県職員が使用する場合とでは著しい不均衡を生じていると考えられる。

については、教職員の使用の実態を踏まえた上で、公有財産事務取扱要領との均衡を考慮し、鳥取県教育財産事務取扱要領に規定する減免基準について再検討をされたい。(教育環境課)

(3) 埋蔵文化財センターの展示物等の地震対策及び県民への周知について

埋蔵文化財センターでは、遺跡等で発掘した貴重な埋蔵品を展示し、及び収蔵しているにもかかわらず、地震対策が講じられていない。

また、常設展示及び発掘現場の一般公開をはじめとして、ショッピングセンター等での速報展、シンポジウム、出前講座等の一般県民を対象とした様々な取組を行っているが、当該センター自体が県民に十分認識されていないと思われる。

については、展示物や収蔵物の地震対策を講じるとともに、休日等にセンターの開館や発掘現場の公開を行う等、埋蔵文化財センターの活動を広く県民に紹介する方策を検討されたい。(文化財課及び埋蔵文化財センター)

(4) 美術普及プログラム「毎週土曜はアートの日！」(サタデーアートフィーバー)の広報・宣伝について

美術普及プログラムとして、平成20年度から年間を通じて毎週土曜日に講演会、シアター、ワークショップ等を開催している。この取組は、美術の普及を待ちから攻めの姿勢に転じて取り組む画期的な試みと思われる。

しかし、好評なプログラムがあった一方で、参加者が極端に少ないものもあり、開催目的が十分に発揮されていない面もあると思われる。

については、美術普及プログラム「毎週土曜はアートの日！」について、より一層県民に周知され、参加者が増加するよう、広報・宣伝の実施方法等について検討されたい。(博物館)

展示物をテグス等で固定するなどの地震対策を講じた。なお、収蔵物はコンテナ箱に入れ隙間に簡易なクッション等を詰めて保管しており、地震による倒伏等の問題はない。

活動を広く県民に紹介する方策については、休日のセンター開館や発掘現場公開は、人員の関係や周辺住民への配慮の観点から現状での対応は困難であるが、ショッピングセンターでの速報展や出前講座等を継続実施する。また、センターの見学や歴史学習の案内チラシを平成22年1月に改定し、県内の各小学校等に送付するなどPRに活用しているところであり、今後も一層の活動紹介に努める。

広報ワーキングチームを設置し、博物館全体で広報戦略の見直し及び立案・実施に取り組むこととした。(前年度の反省及び県民のニーズを踏まえたプログラムの編成、企画展関連のプログラムの設定、ホームページ、チラシ、ポスター等を十分に活用した広報の実施、メディアへの積極的な情報提供など)

また、プログラムを広く紹介するため、ホームページだけではなく、特にチラシ・看板を利用した広報をより充実させるとともに、広報範囲を経済団体等にも広げることとした。